

別 紙

1. はじめに

桜井市立学校規模適正化基本計画策定検討委員会は、令和元年 6 月 3 日に桜井市教育委員会から、「(1) 桜井市立小中学校の統廃合の考え方と留意点について」、「(2) 統廃合を進めるにあたってのスケジュール及び具体的な取組方法について」の諮問を受けた。

そこで、当委員会では、平成 30 年 3 月桜井市及び桜井市教育委員会が策定した「桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、本市の未来を担う児童生徒に、より良い教育環境の下、充実した学校教育の実現に資することができるよう、学校の統廃合の進め方やそれに伴う留意事項について、5 回の会議を開き議論を重ねた。ここに当委員会の検討結果をまとめ答申するものである。

2. 統廃合の取組方法及びスケジュール

(1) 統廃合の取組方法

- 小学校と中学校を統合する場合は、統合の機会を活かし、小中連携の効果をさらに高めることが期待できる小中一貫教育の導入を検討する。
- 小中一貫教育の導入に当たっては、教科等の系統性・連続性を踏まえた学習指導に最も効果的な施設形態である施設一体型で整備を行うことを基本とする。
- 統合後も適正規模の確保に課題のある学校では、特認校の指定を行い、特色ある学校教育を推進するとともに市内全域からの通学を認める。
- 中学校区別の学校規模適正化の方針は次の通りとする。

〔桜井中学校区〕

- ・ 4 小学校の適正規模を保てるように 2 から 3 小学校に統合し、併せて通学区域の再編も進める。
- ・ 必要に応じ桜井中学校区以外の隣接する小学校区との通学区域の再編も検討する。
- ・ 桜井中学校は、同中学校区内の小学校と現在の小中連携教育を継続する。

〔桜井東中学校区〕

- ・ 2 小学校 1 中学校を同時に統合する。
- ・ 小中一貫教育を導入するとともに、特認校に指定する。

[大三輪中学校区]

- ・ 3 小学校 1 中学校を同時に統合する。
- ・ 小中一貫教育を導入する。

[桜井西中学校区]

- ・ 現状の 2 小学校 1 中学校を維持する。
- ・ ただし、児童生徒数の推移を見計らいつつ対応を検討する。
- ・ 桜井西中学校は、同中学校区内の小学校と現在の小中連携教育を継続する。

(2) 統廃合のスケジュール

- 桜井市立学校規模適正化基本計画の計画期間は基本的に 30 年とする。
- 計画期間を前期・中期・後期の各 10 年の 3 期に分け、児童生徒数の推移、現行校舎の建て替えや長寿命化整備の時期等を鑑み、計画の前倒しも視野に入れ取組を進める。
- 中学校区別の統廃合スケジュールは次の通りとする。
 - ・ 桜井東中学校区は、前期計画期間に統廃合を進める。
 - ・ 大三輪中学校区は、中期計画期間に統廃合を進める。
 - ・ 桜井中学校区は、中期計画期間若しくは中期計画期間以降に学校規模適正化を進める。
 - ・ 桜井西中学校区は、中期計画期間以降に児童生徒数の推移等を見計らいつつ、学校規模適正化を検討する。

(3) 学校の統合に伴う留意事項

① 学校の配置等

- 統合後の学校施設は、既存の学校敷地を活用し配置することを基本とし、敷地規模等の状況に応じて新たな敷地の確保を検討する。

② 通学方法

- 徒歩、自転車（中学校に限る）を基本とする。
- 但し、徒歩、自転車（中学校に限る）での通学の時間、距離及び安全面から、鉄道・路線バス・コミュニティバス等の公共交通やスクールバスによる通学支援を

検討する。

③その他

- 各学校や地域のより詳細な実情を踏まえ、保護者や地域住民と十分に協議・調整を行い、理解と協力の下で統合を進める。
- 統合を進める際には、対象となる学校間で連携し、統合後の教育課程の編成や教育方法、学校運営等の整合を図る。
- 統合による環境変化に対応し、児童生徒の不安や動揺を最小限とするよう関係校の学校関係者や教育委員会等で協議を行い、統合までの間の交流について十分な検討を行うほか、学習面・精神面に配慮した体制づくりに努める。
- 限られた財源や財産をより有効に活用しながら、公共施設の適正な配置を実現していくために、桜井市公共施設再配置方針に基づき統合を進める。

3. おわりに

本検討委員会は、桜井市が誇る文化・歴史・自然や教育をさらに発展させ、賑わいのあるまちづくりを機軸とし、教育上の視点を重視しながらも、保護者や地域の視点も最大限考慮したうえで、教育環境の改善を目指した小中学校の学校規模適正化について検討を進めてきた。

桜井市の地域特性やこれまでの成り立ち、保護者の思いなどを手がかりにして、桜井市における望ましい学校規模についての議論を通して、中学校区別における学校の統合の方向やスケジュール、小中一貫教育・特認校の導入、学校の統合に伴う留意事項の検討を行い、ここに「桜井市立学校規模適正化の進め方」を答申として取りまとめた。

今後は、桜井市教育大綱に謳われている〈学校教育の目標〉である「人権尊重の精神を培うことを基盤として、知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな幼児・児童・生徒の育成を目指す。」の実現に向けて、本答申に基づく学校規模適正化を早期に実施されることを期待するものである。

一方で、学校は地域コミュニティや防災、文化、スポーツ等の拠点としての機能を有し、各々の学校が伝統や文化を地域住民とともに育んできた歴史を有している。このため、本答申の具現化に当たっては、市のまちづくりの方針等も踏まえつつ、各学校や地域のより詳細な実情を踏まえて、保護者や地域住民と十分に協議・調整を行い、理解と協力の下で進められることが望まれる。

学校規模適正化の検討を契機として、今後の学校の活性化や教育内容の充実に向けて、保護者や地域住民との前向きな議論が行われ、変化の激しい社会に対応した、未来へつなげる教育環境づくりや地域づくりが進められることを心より願っている。